

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交企第398号

令和6年11月7日

ペダル付き電動バイクの運転に関する解釈及び留意事項について（通達）

見出しのことについては、別添「ペダル付き電動バイクの運転に関する解釈及び留意事項について」（令和6年10月31日付け警察庁丁交企発第297号。以下「本庁通達」という。）のとおり、ペダル付き電動バイク（従来ペダル付き原動機付自転車と呼称してきたものをいう。）の運転に関する解釈及び留意事項が示されていることから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本県において各種広報活動等行う際に使用する呼称として、従来「ペダル付き原動機付き自転車」としていたものは、「ペダル付き電動バイク」と呼称すること。

※ 別添「ペダル付き電動バイクの運転に関する解釈及び留意事項について（通達）」については警察庁ホームページをご覧ください。